

北木島グリーンスローモビリティ実証運行調査業務委託
プロポーザル実施要領

1 募集の趣旨

この業務は、笠岡市北木島町において、グリーンスローモビリティを用いたコミュニティ交通の事業化のため、事業者に対しグリーンスローモビリティを貸与し、実証調査を行い、今後の事業化に向けたデータを収集することを目的として、この募集要項に基づきグリーンスローモビリティの実証運行を行う者を募集します。

2 業務の概要

- (1) 業務名：北木島グリーンスローモビリティ実証運行調査
- (2) 業務内容：「北木島グリーンスローモビリティ実証運行調査業務に係る仕様書」のとおり
- (3) 履行期間：契約締結の日から令和3年3月31日まで
- (4) プロポーザルの方法：公募型プロポーザル

3 見積上限額

400,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※契約にあたっては、受託者からの見積価格を参考に決定する。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和2年度笠岡市競争入札（見積）参加資格を有している者であること。
ただし、参加資格を有していない場合は、企画提案書等の提出期限までに参加資格の登録（役務）を完了すること。（担当：笠岡市総務部財政課）
- (3) 公募開始日から契約締結日まで、笠岡市の指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (6) 笠岡市暴力団排除条例（平成24年笠岡市条例第11号）第2条、笠岡市建設工事等

暴力団排除対策措置要綱（平成 17 年笠岡市告示第 102 号）第 3 条別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

(7) 入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人間関係のある複数の者でないこと。

(8) 仕様書に掲げる、候補者の条件に合致する者であること。

5 スケジュール

- | | |
|----------------|---------------------------------|
| (1) 公募の開始 | 令和 2 年 1 2 月 2 8 日（月） |
| (2) 質問書の提出期限 | 令和 3 年 1 月 8 日（金）正午まで |
| (3) 質問に対する回答予定 | 令和 3 年 1 月 1 5 日（金）までにホームページで回答 |
| (4) 企画提案書等の提出 | 令和 3 年 1 月 2 0 日（水）午後 5 時まで |
| (5) ヒアリング審査 | 令和 3 年 1 月 2 5 日（月）（予定） |
| (6) 選考結果の通知 | 令和 3 年 1 月 2 6 日以降（予定） |
| (7) 契約締結 | 令和 3 年 1 月 2 6 日以降（予定） |

6 質問の受付及び回答

質問及び回答については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、「質問書」（様式 2）に質問事項を記載のうえ、電子メールにて企画政策課に送信すること。メールの件名は「北木島グリーンスローモビリティ実証運行調査の問い合わせについて（会社名）」とすること。

E-mail : kikakuseisaku@city.kasaoka.okayama.jp

- (2) 質疑に対する回答は、笠岡市公式ホームページで順次回答する。

また、質問の回答は、実施要領の追加又は修正とみなす。

7 企画提案について

- (1) 企画提案書等の作成

参加者は、仕様書等に基づき、考えうる最適な方策を企画提案書等によって提案するものとし、次の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、③見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

また、企画提案書等の提出が本プロポーザルへの参加表明を兼ねるものとする。

- ①企画提案書提出届

企画提案書等提出届（様式 1）に必要事項を記入し、代表者印を押印すること。

②企画提案書

A 4版，カラーの片面印刷で最大20ページ以内とする。A 3は折込み可とするが，2ページ換算とする。書式は自由。

③見積書（様式3）

履行期間内に本業務内容を実施するための費用について作成する。金額は消費税抜きの金額を記入すること。

④国税，都道府県税及び市区町村税に未納がない証明

(2) 提出部数

6部（正本1部，副本5部）

上記①～④を番号順にフラットファイルに綴り込み提出すること。

(3) 提出方法

提出資料は紙媒体とし，笠岡市企画政策課へ直接持参又は郵送の方法により提出すること。なお，持参の場合は，土曜日，日曜日及び祝日を除くこと。

郵送の場合は，封筒の表面に「北木島グリーンスローモビリティ実証運行調査業務」と朱書きの上，簡易書留郵便により，提出期限までに必着とする。

提出先：〒714-8601

岡山県笠岡市中央町1番地の1

笠岡市企画政策課

8 審査方法

審査は，書類審査とヒアリング審査の2段階の審査を行う。

(1) 書類審査

書類審査については，提出書類の内容が活性化事業の要件を満たしているか審査する。

(2) ヒアリング審査

市長が選任した職員で構成する選考委員会の委員が提案者による提案内容の説明（プレゼンテーション）を受け，審査する。

なお，パソコン等を用いず，説明を行うこと。

①実施日

令和3年1月25日（月）※時間，場所等は各事業者に個別に通知する。

②説明時間

1者30分以内とし，提案者のプレゼン約15分，質疑約15分を目安とする。

9 評価基準

①審査項目

審査項目	詳細	配点
事業の理解度	業務内容及び目的を十分に理解しているか。	10
スケジュール	スケジュールが具体的に設定され、事業の実現性があり効果が期待できるか。	10
提案内容	提案内容が、本市の特徴や地域性を把握し、それらを強みとした提案となっているか。	15
	提案内容に具体性があり効果が期待できるものか。	15
	実務経験に基づいた工夫やアイデアを活かした提案となっているか。	15
	業務の実施に当たり、PRのための独自のルートや強みを持ち、幅広い知識や専門的ノウハウなどを活かした提案となっているか。	15
業務実績	同種業務の履行実績があり、担当者の経験や実績が十分で、必要な知識を有しているか。	5
実施体制	業務の遂行に必要な人員及び市との協議に応じる体制が確保されているか。	10
業務見積	見積額は妥当性があるか。	5
合 計		100

②選考・審査方法

公募型プロポーザル方式とし、選考委員が企画提案書等の内容及びプレゼンテーション・ヒアリング等について審査し点数化する。審査項目ごとの点数の合計を評価点とし、各選考委員の評価点の合計点において最も高い者を契約候補者とし、評価点が2番目に高いものを第2位契約候補者とする。この場合において、評価点の同じものが2者あるときは選考委員間で意見交換を行ったうえで決定する。

10 契約手続

選考結果に基づき選定された契約候補者を契約の相手方とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の相手先として特定するとともに、

企画提案書の内容に基づき、業務内容の詳細や業務の遂行に必要な具体的な履行条件など詳細について協議し、協議が整い次第随意契約の手続きを行うものとする。

なお、協議の結果、合意に至らない場合は、次点順位者を契約候補者として契約締結に向けて協議する。

11 その他

(1) 参加者が、次の事項のいずれかに該当する場合は失格とする。

①提出書類の提出期限を過ぎた場合

②実施要領、企画提案書作成要領に定める事項に違反した場合

③提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合

④公平な競争の妨げになる行為・事実があった場合

⑤入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人間関係のある複数の者が入札をした場合

(2) 企画提案に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書等は返却しない。

(4) 本要領に定めのない事項については、競争性・公平性を考慮のうえ、適宜笠岡市が判断する。

12 担当課

笠岡市政策部企画政策課（担当：関藤・高田）

住所：〒714-8601 岡山県笠岡市中央町1番地の1

電話番号：0865-69-1400（笠岡諸島交流センター）

E-mail：kikakuseisaku@city.kasaoka.okayama.jp